

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室 井 照 平
(公印省略)

土木工事標準積算基準等の一部改正に伴う特例措置について

会津若松市においては、土木工事積算基準（平成 25 年 10 月 1 日）、土地改良事業等請負工事積算基準（平成 25 年 7 月 1 日）及び森林整備保全業務標準歩掛（平成 25 年 7 月 1 日）（以下「旧積算基準」という。）の一部改正に伴い、工種区分「道路維持工事」及び「河川維持工事」の共通仮設費率及び現場管理費率の率式対象下限値の見直し並びに東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準積算基準工種 3 工種の掘削積込、土の敷均し・締固めまでの作業量の補正の見直し（以下「新積算基準」という。）について、会津若松市における新積算基準の一部改正に伴う特例措置を下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

記

措置の内容

受注者は、会津若松市工事請負契約約款第 50 条の定めに基づき、復興歩掛での積算に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

対象となる工事

平成 26 年 4 月 1 日以後に入札を行う工事のうち、旧積算基準を適用して設計額を積算しているものであって、新積算基準による積算で設計額に変更が生じるもの。

請負代金額の変更

変更後の請負代金額＝（新積算基準により積算された新設計額）×（当初契約の落札率）

協議の請求期限

契約締結日から起算し 60 日以内とする。